

Thank you  
Download

## 助成金 情報局

# 助成金のご案内

*Read more*

01

# K 助成金と補助金の違い

## 助成金

subsidy

雇用の安定と労働者の地位向上を目的としており、国が定めた取り組みを実施した事業主に対してその費用を助成するもの



【管轄】 厚生労働省



【財源】 主に雇用保険料

採択率  
ほぼ  
※要件を満たした場合

100 %

## 補助金

assistance payment

国や自治体の政策目標に合わせて様々な分野で募集されており事業者の取り組みをサポートするためその費用を補助するもの



経済産業省  
日本商工会議所  
その他自治体  
民間団体など



【財源】 主に法人税



採択率 10~70 %

※補助金の種類による



社会保険労務士法人 KAWAKAMI  
Labor and Social Security Attorney Corporation

02

## 01 人材開発支援助成金

人材開発支援助成金は事業主等が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です



Skill

## 02 キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成するものです。

## 03 65歳超雇用推進助成金

高年齢者が意欲と能力のある限り年齢に関わりなく働くことができる生涯現役社会を実現するため65歳以上への定年引上げや高年齢者の雇用管理制度の整備等高年齢の有期契約労働者の無期雇用への転換を行う事業主に対して助成するものです。



Senior

# KAWAKAMI だから可能！

## 希望助成額 99 % の受給率！

(過去実績)



Work Life Balance

## 04 両立支援等助成金

従業員の仕事と家庭との両立を企業が支援し、従業員が働き続けやすい職場環境を整えることで、有能な人材が長く活躍できる  
企業・従業員双方にとってメリットのある取組です。

## 05 働き方改革推進支援助成金

「働き方改革推進支援助成金」は労働時間の縮減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備等に取り組む中小企業事業主に対してその実施に要した費用の一部を助成するものです。



Efficiency

## 06 業務改善助成金

業務改善助成金は、生産性向上に資する設備投資等を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合その設備投資などにかかった費用の一部を助成するものです。

■表記の助成金の詳細は省略しております。

お急ぎの企業様、相談・質問等はお気軽にご連絡ください。



社会保険労務士法人 KAWAKAMI  
Labor and Social Security Attorney Corporation

03



知って得する

## ① 人材育成支援助成金／人材育成支援コース

### ■助成額 最大50万円

- ・経費助成 実際に要した経費の 60%～100%（上限15万円～50万円）
- ・資金助成 OJT：10万円／定額  
OFF-JT：760円／時×時間数

#### ■取組例

- ・新たに入社したパートタイマーに対して、試用期間の3か月間に訓練を実施した。  
› ○○万円の助成金獲得
- ・営業職で入社した契約社員が事務職に異動の歳に6か月間再教育を実施した。  
› ○○万円の助成金獲得



## ② キャリアアップ助成金／正社員化コース

### ■助成額 最大1080万円

/1年あたり

- ・有期契約労働者→正規雇用労働者・・・1人あたり一律 57万円
- ・無期契約労働者→正規雇用労働者・・・1人あたり一律 28.5万円

#### ■取組例

- ・契約社員として入社した労働者を入社から半年後に正社員に転換した  
› ○○万円の助成金獲得
- ・無期契約のパートタイマーを昇給の際正社員に転換した  
› ○○万円の助成金獲得



■表記の助成金の詳細は省略しております。

お急ぎの企業様、相談・質問等はお気軽にご連絡ください。



社会保険労務士法人 KAWAKAMI  
Labor and Social Security Attorney Corporation



知って得する

③

## 65歳超雇用推進助成金 /65歳超継続雇用促進コース

■助成額

1人あたり一律 **48万円**

【対象となる労働者】

50歳以上かつ定年年齢未満有期契約労働者

■取組例

- ・就業規則に高年齢者への健康状態等を配慮して本人の希望があれば短時間勤務を認める条文を追加、52歳のパート従業員の雇用期間を無期に転換した
- › ○○万円の助成金獲得



④

## 両立支援等助成金 /育児休業等支援コース

■助成額

育休取得時 **30万円**

職場復帰時 **30万円**

【対象となる労働者】

育休取得時・・・3ヶ月以上の育休を取得する労働者

職場復帰時・・・職場復帰から6ヶ月以上継続勤務している労働者

■取組例

出産予定の方が勤務する美容室で育休後の円滑な職場復帰を図る為、出産前に面談を行い、育休中もメールによる連絡を定期的に行つた

- › ○○万円の助成金獲得



■表記の助成金の詳細は省略しております。

お急ぎの企業様、相談・質問等はお気軽にご連絡ください。



社会保険労務士法人 KAWAKAMI  
Labor and Social Security Attorney Corporation



知って得する

## ⑤ 働き方改革推進支援助成金

■助成額 **最大 万円**

【対象となる成果目標と達成した場合の助成額の上限】

①時間外・休日労働時間数を縮減し、月 60 時間以下等に上限を設定し、36 協定を届出

⇒助成額：100～200 万円

②年次有給休暇の計画的付与の規定を新たに導入⇒助成額：25 万円

③時間単位の年次有給休暇の規定を新たに導入し、

特別休暇（病気休暇等）の規定を新たに導入⇒助成額：25 万円

④上記に加えて、指定する労働者の賃金額を 3%以上または 5%以上で賃金引上げ

⇒助成額：15 万円～480 万円



■取組例

・70 万円の労働能率増進に資する設備を導入し②③の目標を達成した

› ○○万円の助成金獲得

## ⑥ 業務改善助成金

■助成額 **最大 600 万円**

【助成対象となる設備投資等】

生産性向上、労働能率の増進に資する設備等

①～④は働き方改革推進支援助成金でも対応可、⑤は業務改善助成金のみ

①勤怠管理、給与計算システム ②POS レジシステム

③リフト付き特殊車両 ③顧客、在庫、帳票管理システム

④専門家のコンサルティングによる業務フロー見直しによる顧客回転率の向上

⑤PC、スマートフォン、タブレットの新規購入（特例対象事業者）など



■表記の助成金の詳細は省略しております。

お急ぎの企業様、相談・質問等はお気軽にご連絡ください。



社会保険労務士法人 KAWAKAMI  
Labor and Social Security Attorney Corporation

社会保険労務士法人 KAWAKAMI

TEL06-6227-8571

FAX06-6227-8572

〒541-0052

大阪府大阪市中央区安土町 3-2-14 イワタニ第 2 ビル 3 階

ACCESS



営業時間平日 9:00~18:00 (土日祝は休業)

代表者

川上 京助

事業内容

顧問業務 労務管理相談業務 各種助成金申請 就業規則作成

労働保険 社会保険申請 行政調査立ち会い

助成金  
情報局  
お問い合わせ



社会保険労務士法人 KAWAKAMI  
Labor and Social Security Attorney Corporation